

9月9日は救急の日



救急車の呼び方

電話のかけ方

局番なしの119番をかけ、あわてず、左記のことを伝えましょう。

※FAXでの通報は ☎6853
(消防FAX番号「石橋消防本部通信指令課」まで)

- 1 「救急です」と言い、連絡者の氏名と電話番号。
- 2 所在(救急車にきてもらう場所)と目印となるもの。
- 3 いつ、どこで、だれが、どのようにして、どうなったか、現在の容態。患者さんの性別、年齢など。
- 4 救急電話をかけるまでの応急手当の内容を伝えたい。救急車が来るまでにやっておくことの指示を受けましょう。

救急車が到着するまでに

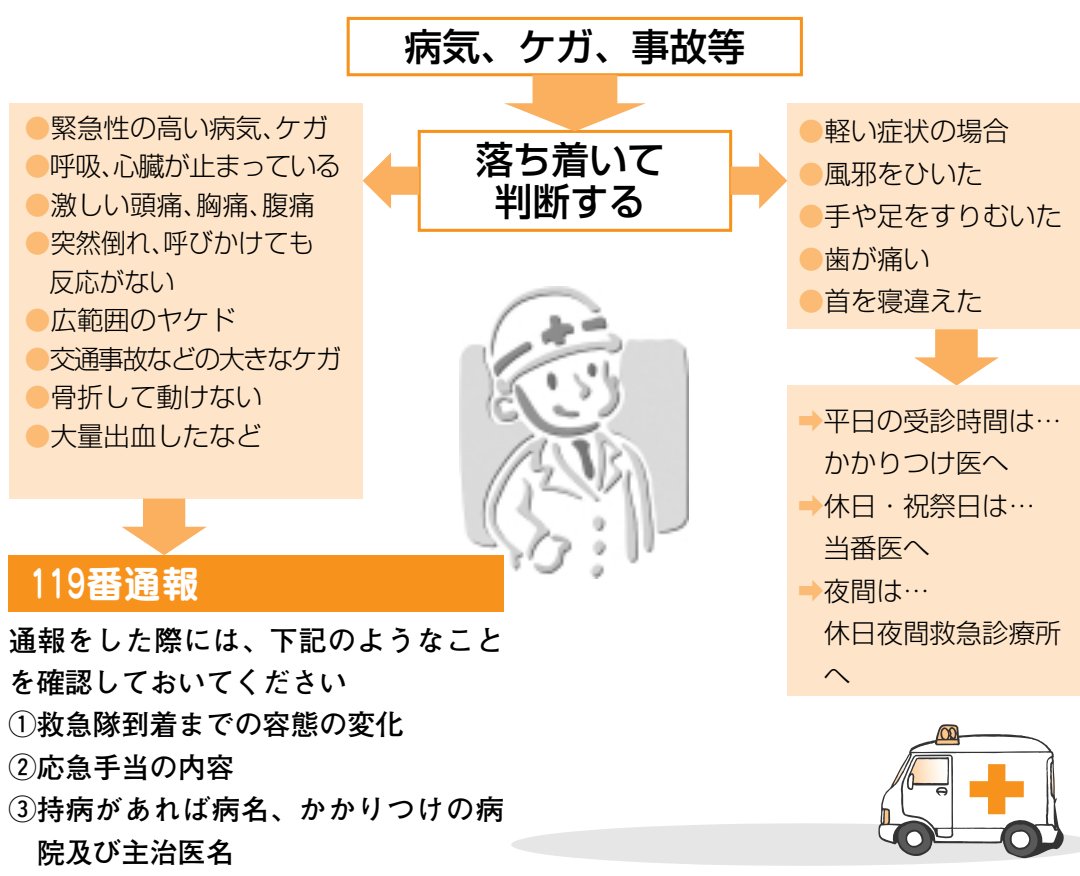
- ・指示された応急手当を、確実に行っていきましょう。
- ・救急電話で連絡した目印となるもの(場所)まで、救急車の出迎えと誘導を行いましょう。

救急車が到着したら

救急車が到着するまでの患者さんの容態と、行った応急手当の内容を伝え、患者さんに持病があるよう

うであれば、その病名を伝える。
患者さんの家族、事故の目撃者は、救急隊員に同行を求められた場合に、従うようにしましょう。

救急車の利用の仕方



- 緊急性の高い病気、ケガや事故に利用しましょう。
- 軽い症状の場合は、できるだけ自分で病院に行きましょう。

石橋地区消防組合では、上三川分署の1台を含めて4台の救急車を配備しています。しかし、管内では、平成17年に3,421件の出動がありました(1日平均約9.3件の出動)。町だけの出動でも816件と管内の24%を占めており、出動件数が多い状況になっています。

その原因を、救急搬送傷病程度別に見ると、重症(完治までに1か月以上かかるもの)12%、中等症(完治までに2〜3週間かかるもの)43%、軽症(完治まで1〜1週間のもの)42%、死亡2%、その他1%になっています。

本来は重症者を搬送すべき救急車が、中等症、軽症を多く搬送しており、危篤や重篤患者が発生した時に、上三川分署の救急車が出動している場合には、分署以外の救急車が出動しなければなりません。次のように正しい救急車の利用を心がけましょう。

もしものときの

「かかりつけ医」をつくりましょう



県は、救急医療の特性を考慮し、県民にできるだけ身近な地域で救急医療を提供する趣旨から、県内を10の救急医療圏に区分し、初期・第二次の救急医療体制を整備しています。町は、宇都宮医療圏に属しています。宇都宮市が設置し、上三川町、河内町、上河内町が参加する宇都宮市夜間休日救急診療所で、主に軽症患者を対象の初期救急医療を行っています。

初期医療で入院治療を要する重症患者に対しては第二次救急医療体制として、3病院が輪番で病床を確保しています。

さらに、主に複数の診療科にわたる重篤救急患者を対象とした、第三次救急医療体制については、県内の5か所の病院に救命救急センターが整備され利用されています。

また、町では前記の他に日々の健康状態を含め、なんでも相談でき、病状が重症化することがなく、適切な医療の提供が受けられる「かかりつけ医」の推進を図っているところですが、休日や夜間で緊急の受診を必要とする場合は、休日の昼間のみの診療を町内11医療機関の協力により在宅当番医として実施しています。受診に際しては、緊急性の高い病气やケガ以外は自家用車やタクシーでの受診をお願いします。

- **初期救急医療体制**
主に軽症患者を対象とします。
- **第二次救急医療体制**
主に入院治療を要する重症患者を対象とします。
- **第三次救急医療体制**
主に複数の診療科にわたる重篤救急患者を対象とします。

▼問い合わせ先

- 石橋地区消防組合 上三川分署 ☎25664
- 健康福祉課 健康増進係 ☎9132

9月4日から9月10日は「救急医療週間」です！

医療圏	市町名	初期救急医療体制			二次救急医療体制 (輪番制)	三次救急医療体制
		休日の昼間	休日の夜間	平日の夜間		
宇都宮	宇都宮市	午前9時～午後5時	午後7時30分～翌日午前7時	午後7時30分～翌日午前7時	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人国立病院機構国立栃木病院 ● 済生会宇都宮病院 ● 宇都宮社会保険病院 	<ul style="list-style-type: none"> ● 足利赤十字病院救命救急センター ● 大田原赤十字病院救命救急センター ● 独協医科大学病院救命救急センター ● 自治医科大学附属病院救命救急センター ● 栃木県救命救急センター(済生会宇都宮病院併設)
	河内町	宇都宮市夜間休日救急診療所(内科・小児科・歯科) ☎028(625)2211				
	上河内町	※歯科のみ夜間は午前0時まで				
	上三川町	午前9時～午後5時 在宅当番医制				

配備施設	設置台数
老人福祉センター	1
保健福祉センター (貸し出し用含む)	2
農村環境改善センター	1
体育センター	1
中央公民館	1
図書館	1
小学校	7
中学校	3
上三川町庁舎	1

町では、町内施設17か所に自動体外式除細動器(AED)を配備しています。

AEDは、心筋梗塞などによる心停止の際に、異常な細かい動きをする心臓に電気ショックを与え、通常のリズムの動きを取り戻す装置です。町では、各施設に配備したものの以外に、イベントなどの貸し出し用として1台を用意しましたので、ご利用の際には、健康福祉課健康増進係(☎9132)までご連絡ください。

また上三川分署でも、救急車に1台、事務所に1台用意しています。どなたでも使用できますが、心肺蘇生法を受講すると、より効果的かつ安全に使用できます。講習会につきましては、石橋地区消防組合上三川分署(☎25664)で受付をしておりますので、お問い合わせください。

心肺停止

…即対応と
いうとき